

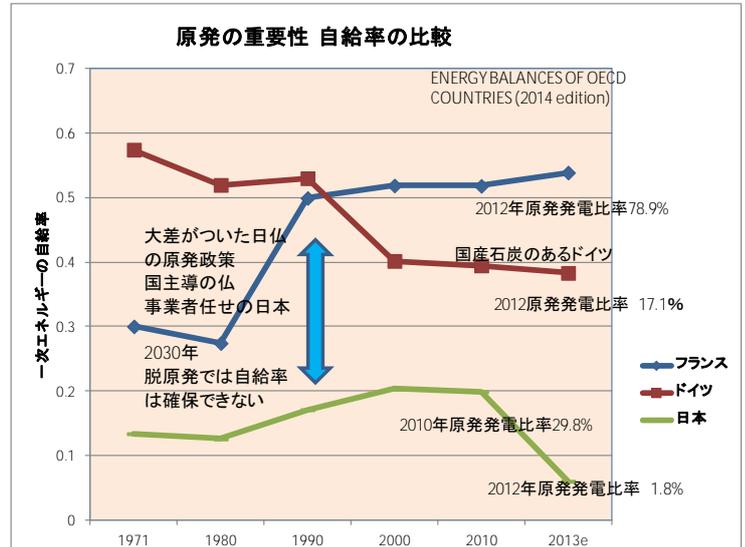
福島原発事故後の原子力規制委員会とメディアが国民に与えた影響
— 原発の稼働反対の要因を分析する —

1. まえがき

福島原発事故以降、国民の原子力離れが急速に広がり現在に至っている。事故以前には、原子力利用が概ね受け入れられてきた。遡れば、『広島・長崎の原爆の凄惨さを知ったからこそ、核の莫大なエネルギーを平和利用に生かさないと多数の犠牲者の霊は慰められない』と指摘したのは、長崎で被ばくされた永井隆医学博士である。その後、アイゼンハワー大統領が「原子力の平和利用」を宣言し、日本では、中東戦争を契機に原子力発電を導入して火力発電を減らすエネルギーミックス戦略に舵を切った。原発が我が国のエネルギー安全保障と経済発展に大いに貢献してきた事実は、多くの国民も認めるところであろう。

そのような中で、原発の「安全神話」が生まれたが福島原発事故を起こしてしまった。事故後、新設された「原子力規制委員会」の厳しい審査を経て、8月には川内原発1号機が再稼働したものの国民の半数以上は再稼働に反対している。再生可能エネルギーでは原発がこれまで担ってきた電力量を代替できる見通しもなく、原発の重要性は今でも失われていないにも拘らずである。

原子力規制委員会と国内メディアは、原発の安全性などを国民にどのように伝え、どのような影響を与えたか。再稼働反対の風潮が蔓延するこれらの事情や背景を以下に考察する。



2. 「原子力規制委員会」が国民や事業者に与えた影響

原子力規制委員会は、どのような役割を果たしてきたのか。審査が始まる前に、田中委員長は『少なくとも半年はかかる』という認識を示したが、2015年8月に再稼働した川内原発の審査に2年1カ月を要している。その理由は、民主党政権下の短時間で策定された“新規規制基準”の解釈に曖昧さがあるからだ、と指摘されている。前「原子力安全委員会設置法」では、“原子力利用”を前提として安全の確保の規制を行うと定めていた。今の「原子力規制委員会設置法」では、原子力利用と安全規制を独立させる立場から、原子力利用には触れていない。一方、審査を受ける電力会社側では、規制当局から指示された「工事計画認可申請書」（数万頁）などの技術的内容の是非というよりは、誤字の修正に多くの時間と労力を費やしてきた、と聞く。このような実態を改善しないと今後の安全審査に更なる支障を来すであろう。

「原子力規制委員会」は、自らが審査して合格させた原発の安全性について、国民へ分かりやすく説明すべきである。その説明責任を果たして来なかった結果、安全対策の実態が国民に伝わらず、安全に対する誤解や不安は払拭されていない。また、原子力規制委員会は、三条委員会であることの解釈を“誤解”か“勘違い”し、電気事業者や専門家との技術的な意見交流を拒否してきた。これでは、福島事故の教訓が生かされていない。政治家、専門家、中立機関からも、“この制度と運用を見直すべきだ”という批判の声が高まっている。専門性の高

規制の原則 独立性 明瞭性(抜粋) 日米の比較

米国	日本
最高レベルの倫理観と専門性以外の何もかも規制に影響を及ぼすべきではない。ただし、独立性は 孤立を意味するものではない 認可取得者及び利害関係のある 市民から意見を求める 全ての情報を 客観的かつ公平に評価した上で最終決定を下す	何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、独立して意思決定を行う。 事業者の主張に理解、事前審査の充実などマスコミの批判を恐れ 事業者 に頑固な姿勢、予め答えを決めた独善、孤立の審査
規制は、一貫性があり、論理的で、 実用的であるべきである。 NRCの見解は、 理解しやすく適用しやすいものであるべきである	自らが審査して合格させた原発の 安全性について、国民へ分かりやすく説明していない。

い技術論の真剣な審議なくして安全性向上は期待できない。

今後、これらの指摘を踏まえて、抜本的な改善に取り組むべきであり、そうでないと、“原発事故を繰り返えしかねない”と危惧するのは筆者だけではないだろう。

3. メディアが煽った無用の危機意識

東日本大震災後、原発賛成・反対の視点で書かれた本が書店に溢れ、NHKや朝日新聞などの一部メディアによる不安や危険を煽る報道や記事が茶の間を連日賑わした。特に、NHKスペシャル「メルトダウンFile. 5 知られざる大量放出」が放映され、『やっぱり原発は恐ろしい！国や電力会社は信用できない！』という強烈な印象を国民の脳裏に植え付けてしまった。更には、著名なアーティスト（坂本龍一氏など）、ノーベル賞受賞作家（大江健三郎氏）、小泉元総理、タレントなどの自己顕示パフォーマンスにより、深く考えない“直感的認知”による原発忌避が多く国民に身につけてしまった、と考えられる。

一部国内メディア（朝日新聞など）による、原発事故調査報告書の恣意的な解説と“原発ゼロ”キャンペーンによって原子力に対する誤解が蔓延したと言わざるを得ない。国民の誤解の要因をまとめると、①メディア報道に疑問があっても簡単には確かめようがなく、まずは信用せざるを得ない、②福島原発の水素爆発の強烈で悲惨な映像の再三の放映、③誤解を招きかねない恣意的な報道記事、④著名人による反原発パフォーマンス活動の報道があげられる。このような偏った一部メディアが国民の原子力に対する“不安感や不信感”を増長させてきた。

国民の危機感を煽るだけではなく、“より安全な原発はどうしたらできるのか”の真摯な議論が求められているのではないかと。多くの国民はそれぞれのメディアの論点を黙って見守っている。

4. メディアが露呈している問題点

ここでは、新聞報道が誤解を誘発させる記述の仕方について考察する。誤解を誘発させる巧緻な新聞記事の特徴は、次のような記述であると指摘できる。

- ①問題の本質には触れず、“不安感や不信感”を煽り、問題の“解決策や根拠”を具体的に示していない。
- ②“定性的かつ情緒的”な記述であり定量的ではない。
- ③読者の知りたい“なぜ”の疑問には応えていない。
- ④新聞記者の立場で“読者の情緒的関心を掻き立てる事実”をセンセーショナルにとりあげ、不都合な事柄は、たとえ事実でも目立たない記事に仕上げている。

新聞の本来使命は、事実と根拠を示して“読者に判断を委ねる”ことである。この基本を恣意的に自ら踏みこじっているとしか考えられない。上記①～④に照らして、巧緻な新聞記述の例を以下に紹介する。

最近の朝日新聞社説「原発再稼働を考える 稼働ゼロの実績を土台に」（2015年7月30日）では、福島原発事故は“国家存亡の危機”を招いた、としているが、その論拠は何か。福島原発事故による死者・避難者数、被害額は、津波や地震による被害規模と比べてどうか。また、“原発ゼロ”でも電力不足は起きなかった、とも記述している。“なぜ”大停電に至らなかったか。電力料金の高騰、国の経済的損失、CO2排出はどうだったか。これらの数値を示し、国民が“原発ゼロ”政策の賛否を判断できるようにすべきである。国民の“知る権利”に応えてはいない。「新聞倫理綱領」の“正確と公正”の遵守が強く求められる。

公共性の高いNHKの放送番組においても同様、前述のNHKスペシャルの様に巧緻な表現が恣意的に組み込まれているのではないかと。国内放送などの放送番組の編集などについて規定している放送法（抜粋）を図に紹介する。

報道の本来使命は、事実と根拠を示して“読者に判断を委ねることである

「新聞倫理綱領」の“正確と公正”

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追求である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。

「放送法第4条」

3. 報道は事実をまげないですること。

4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

5. むすび

原子力規制委員会は、「活動原則」を遵守し、孤立と独善に陥ることなく、質の高い審査を実践し、国民に対する説明責任を果たすべきである。「原子力規制委員会設置法」の改正も視野に入れる必要がある。

朝日新聞やNHKなどのメディアは、「新聞倫理綱領」や「放送法第4条」を遵守すべきであることは言うまでもない。購読料や国民から徴収した受信料がどのように使用されているか、利用者として知っておくことは権利であり、義務でもある。

社会に蔓延している原子力に関する誤解を解消し、風評被害を終焉させるために、私たちはどのように行動したらよいか。原発の再稼働問題をはじめ、日本のエネルギー安全保障、環境適合性、経済効率性と安全性は、いずれも私たちの生活に大きな影響を与える課題である。国民一人ひとりが“他人事ではない”と認識し、地道な活動を展開する必要がある。（飯島 一敬 記）